

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名)   | 規制の特例事項の内容  | 具体的事業の実施内容   | (再)提案理由  | 都道府県名            | 提案主体名                | 構想(プロジェクト)の名称          | 提案概要   |
|----------------|--------------|--|---|--|--|------------------|----------------------|------------------------|--|
| 1272           | 1272010      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「定義」への追記  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「定義」へ建設副産物である「建設残土」の文言を追記すること。これにより、悪質な投棄を行うものに対して、規制を強化する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例を活用した建設残土の投棄の防止</li> <li>・投棄された残土の原因者への撤去命令(措置命令)</li> <li>・罰則の適用</li> </ul> 以上を盛り込んだ市条例を制定する。これにより、悪質な投棄を行う者への規制を強化し、市民の安全と環境の保全に寄与することができる。  | 八潮市はここ数年、首都圏で発生した「建設残土」が大量に市内に投棄される問題に悩まされてきた。そして、この防止策として、罰則規定のある条例の制定を計画した。ところが、条例に罰則規定を設けるには検察庁との協議を必要とし、その協議の結果「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)第2条第1項に定義する「廃棄物」の中に「建設残土」の文言がないため、罰則規定の設定は不可という回答を得た。また、この意見は環境省の見解によるとのことであった。そこで、本市では、市全域を構造改革特区とし「廃掃法」の定める「廃棄物」の定義の中に「建設残土」を追加してもらえよう提案するものである。   | 埼玉県              | 埼玉県八潮市               | 廃棄物の定義追加による建設残土の投棄防止構想 | 八潮市はここ数年、首都圏で発生した「建設残土」が大量に市内に投棄される問題に悩まされてきた。そして、この防止策として、罰則規定のある条例の制定を計画した。ところが、条例に罰則規定を設けるには検察庁との協議を必要とし、その協議の結果「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)第2条第1項に定義する「廃棄物」の中に「建設残土」の文言がないため、罰則規定の設定は不可という回答を得た。また、この意見は環境省の見解によるとのことであった。そこで、本市では、市全域を構造改革特区とし「廃掃法」の定める「廃棄物」の定義の中に「建設残土」を追加してもらえよう提案するものである。   |
| 1036           | 1036010      | 浄化槽市町村整備推進事業における浄化槽法定検査(第7条)の免除  | 市町村が浄化槽の設置主体となって実施する「浄化槽市町村整備推進事業」において設置した浄化槽に対して実施されている、新たに設置された浄化槽の設置工事や構造の適否、及び浄化槽の機能状況を確認することを目的とする、浄化槽法第7条に規定される法定検査の免除  | 山間部を多くかかえる香春町は下水道等の集合排水処理には適さず、個人設置の浄化槽整備のみを行ってきたため、生活排水処理施設の整備が遅れ、その早急な対策として全国で初めて平成16年度よりPF1手法を用いた浄化槽整備を導入した。しかし、市町村設置型の浄化槽整備において、7条検査の受検は行政の行う竣工検査と重複する項目が多く、再度7条検査を受検することによる検査費用は不要な支出であると思われる。市町村設置型を導入した自治体における7条検査の免除により、無駄を省いた効率的な財政運営を実現し、早急な水環境保全と住民サービスへの還元を図りたい。   | 設置者が浄化槽の知識に乏しい一般住民である個人設置型浄化槽においては、第三者機関の検査は必要だが、市町村が浄化槽の設置主体となる市町村浄化槽整備推進事業では、自治体が竣工検査を行い機能等のチェックを十分に行うため、第三者機関の検査を受検することの必要性に矛盾は認めない。このことは現行法規に於ては法定検査が、個人が設置した浄化槽を対象とした時代のまま継承されていることにあり、本町で導入したPF1手法を用いた浄化槽整備では、民間事業者、維持管理業者並びに自治体の三者が完成後の浄化槽を各々が検査するため、ますますその必要性が希薄になっていると感じざるを得ない。そこで市町村浄化槽整備推進事業を導入している自治体に対して、7条検査を免除する事により、経費並びに事務負担の軽減につながり、住民サービスへの還元が図られる。しかもPF1手法を用いた浄化槽整備では、受託業者の経営合理化が図られ、今後浄化槽設置事業に参入を検討している事業者に対する意欲向上につながり、民間事業者に対する需用創出による経済効果が期待できる。 | 福岡県              | 福岡県香春町株式会社香春町浄化槽整備事業 | 効率的な浄化槽の維持管理と法定検査特区    | 従来、下水道等の補完的存在であった浄化槽も、性能向上と経済性から恒久施設として認知され、近年浄化槽を市町村で整備する手法が主流となりつつあるが、現浄化槽法は個人設置型を対象にしたまま継承され、市町村設置型の場合に、同法第7条及び第11条に既定される法定検査において、矛盾や非効率な部分が歪として露呈している。16年度より本町が導入したPF1による整備手法では、その歪がさらに影響しており、市町村設置型における7条検査の免除並びに11条検査の抜き打ち検査化及び検査項目をBODのみとする簡素化は、事業の効率化を図り、市町村による浄化槽整備を促進し立ち遅れた水質保全の進展に寄与するものと期待する。  |
| 1036           | 1036020      | 浄化槽市町村整備推進事業における、浄化槽法定検査(第11条)における抜き打ち検査方式の導入及び、検査項目の簡素化(BOD検査のみ)          | 浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかどうかを既設の浄化槽全てにおいて実施されるべき毎年1回の浄化槽法定検査(第11条)の抜き打ち式検査方式の導入とその検査項目から外観検査を除く(処理水のBOD検査のみ)とする。   | 浄化槽は性能も向上し、良好な水環境に貢献するものとして期待されているが、設置後の維持管理の徹底が処理水の良否に大きく影響する。しかし、個人設置型の浄化槽ではその管理が個人に依存され、維持管理の不徹底等により、その機能を十分に発揮できていないものも少なくない。そこで市町村が設置し、管理運営する浄化槽として市町村設置型の導入が進んでおり、この事業で設置する浄化槽の個人負担の低さから、設置基数の顕著な伸びが期待される一方で、その処理水の状況を客観的に把握するための第三者機関の人員確保が追いつかない状況に陥っている。そこで、市町村設置型を導入した地域に限り、通常の維持管理業務において実施されてきた外観検査を浄化槽法に規定される11条検査から除外し処理水のBOD検査のみとして、統計学的に全体を反映するために信頼性の確保できる件数を抜き打ち検査とすることにより、維持管理業者に対して、排出される処理水の状況をいつも最良に保たなければならない、という緊張感を与えることによる徹底した処理水の水質管理が図られ、水環境の保全に大きく貢献することが期待されるとともに、検査機関の業務の効率化も図られる。 | 浄化槽法に規定される11条検査は、設置された浄化槽の機能が保たれ、良好な処理水を確保するために行うものであるが、従来の個人設置型の浄化槽は維持管理を個人の責任において実施されていたために、維持管理の不徹底や11条検査の未受検(受検率10%台)という問題点をかかえているのが現状である。なお、香春町では「浄化槽市町村設置整備事業」にPF1手法を導入する事により、設置基数の急激な増加が見込まれ、法定検査機関の対応が追いつかない状況も示唆される。さらに本町で実施するPF1事業では、法定検査結果の良否で委託料の金額の査定を行うため、100%受検しなければ意味が無く、福岡県方式といった5年をひとつのスパンとしそのうち4年は水質検査のみを実施するが、その検体を維持管理業者自ら持ち込むと言うものでは信頼性に欠けることは明白である。より良い浄化槽からの処理水を確保するためには、第三者による抜き打ちの手法を用いる方が効果的であることは容易に示唆される。                                   | 福岡県              | 福岡県香春町株式会社香春町浄化槽整備事業 | 効率的な浄化槽の維持管理と法定検査特区    | 従来、下水道等の補完的存在であった浄化槽も、性能向上と経済性から恒久施設として認知され、近年浄化槽を市町村で整備する手法が主流となりつつあるが、現浄化槽法は個人設置型を対象にしたまま継承され、市町村設置型の場合に、同法第7条及び第11条に既定される法定検査において、矛盾や非効率な部分が歪として露呈している。16年度より本町が導入したPF1による整備手法では、その歪がさらに影響しており、市町村設置型における7条検査の免除並びに11条検査の抜き打ち検査化及び検査項目をBODのみとする簡素化は、事業の効率化を図り、市町村による浄化槽整備を促進し立ち遅れた水質保全の進展に寄与するものと期待する。  |
| 1228           | 1228010      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」<br>食品リサイクル法第20条「廃棄物処理法の特例」 | 一定の条件のもとで一般廃棄物の収集運搬及び積替施設の許可を不要とする。(下記仕様車を収集運搬委託先に製造させて収集運搬及び積替の委託を行うケース)。<br>(条件の例示)<br>・食材運搬車に食品廃棄物専用の冷凍室を設置して食品廃棄物の飛散、流出、悪臭漏出を完全に防止する。<br>・食品廃棄物専用の冷凍室を積替施設として使い、同様の機能をもつもの。 | ジッタグループでは動脈産業(製品、サービス化)と静脈産業(廃棄物再利用)が一体になった形でのリサイクルを進めている。店舗で発生した食品廃棄物を凍結させて冷凍の回収専用車を設置した食材の輸送車の帰り便で回収し、リサイクルを展開したい。当該食品廃棄物は廃棄物処理清掃法等の規制により市町村が収集運搬、処分するに任じられる一般廃棄物として規制される。同法の適用のもとでは食品廃棄物の回収、再利用を当方式で進めるには煩雑な手続きとそれに要する期間、経費が必要となり、結果として事業展開が進まない状況となってくる。また食品リサイクル法では再利用先が登録再生利用事業者であっても荷積地点の許可が必要で、当該ケースで10箇所の許可が必要。また積替施設の許可も必要。廃掃法施行規則第6条の2の規定する特例措置を講じ、また、食品リサイクル法第20条を緩和することによって当社だけでも年間2万トンの廃棄物のリサイクルが進み、フードサービス産業全体で現在、焼却、埋立処分されている年間800万トンの食品廃棄物の再利用が可能となり、また、回収に伴う化石燃料消費、CO2の排出が削減される。               |  | 埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県 | 日本コピネス協議会連合会ジッタ株式会社  | 食品廃棄物の広域リサイクル事業        | ジッタグループでは動脈産業(製品、サービス化)と静脈産業(廃棄物再利用)が一体になった形でのリサイクルを進めている。店舗で発生した食品廃棄物を凍結させて冷凍の回収専用車を設置した食材の輸送車の帰り便で回収し、リサイクルを展開したい。当該食品廃棄物は廃棄物処理清掃法等の規制により市町村が収集運搬、処分するに任じられる一般廃棄物として規制される。同法の適用のもとでは食品廃棄物の回収、再利用を当方式で進めるには煩雑な手続きとそれに要する期間、経費が必要となり、結果として事業展開が進まない状況となってくる。食品リサイクル法では再利用先が登録再生利用事業者であっても荷積地点の許可が必要で、当該ケースで10箇所の許可が必要。積替施設の許可も必要。廃掃法施行規則第6条の2の規定する特例措置を講じ、食品リサイクル法第20条を緩和することによって当社だけでも年間2万トンの廃棄物のリサイクルが進み、フードサービス産業全体で焼却、埋立処分されている年間800万トンの食品廃棄物の再利用、回収に伴う化石燃料消費、CO2排出の削減が可能。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名)   | 規制の特例事項の内容  | 具体的事業の実施内容   | (再)提案理由  | 都道府県名 | 提案主体名  | 構想(プロジェクト)の名称                       | 提案概要   |
|----------------|--------------|--|---|--|--|-------|--|-------------------------------------|--|
| 1235           | 1235010      |  |   | 食品関連企業から排出される食品廃液の再資源化において、食品廃棄物排出企業が協力して組合を設立し、再資源化商品生産工場を建設することで、投資負担を低減化し、量の確保により、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。  | 協同組合の構成員が輩出する廃棄物を処理することは、協同組合の事業活動で排出された廃棄物とは見なせないとの回答であったが、中小企業等協同組合法第42条(商法等の準用)によれば、協同組合の代表理事は企業の代表と同等の責任を負うものであり、組合に参加する企業の責任の重さと、企業が参加する組合の理事長の責任の重さは同等と考えられる。ゆえに、組合員の排出する廃棄物の処理において、企業の自己処理と同等の責任を組合が負って処理することが可能と考えられる。 | 東京    | 全国食品リサイクル事業協同組合                                    | 食品廃棄物リサイクル特区                        | 食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において、食品廃棄物排出企業が協力して組合を設立し、再資源化商品生産工場を建設することで投資負担を低減化し、量の確保により再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。食品廃棄物を原料に生産される飼料は、トウモロコシと同等以上の栄養成分を持つことから、安定した供給と価格を実現することで飼料コストの低減効果を持ち、養豚事業の採算性を向上させる。また、食品廃液を排出企業別に保管し、内容成分を把握しベストミックスすることで、施設園芸等に使用可能な高品質な堆肥を生産することが出来る。                                       |
| 1031           | 1031010      | 循環型社会形成の推進のため、県内で排出された一般廃棄物(木質系廃棄物)の収集又は運搬の業の許可を不要とする。 | 愛知県では、地域の特性を踏まえ、効率的で先導的なリサイクル施設の計画的な設置を推進するとともに、循環ビジネスの普及・振興を図ることをよって、環境と調和したまちづくりを推進することを目的に、本年9月に「あいエコタウンプラン」を策定し、大臣の承認を得たところである。このエコタウンプランでは、企業のゼロ・エミッション化のみならず、一般廃棄物(木質系廃棄物を含む。)の削減に向けて、県民、行政など地域一体でゼロ・エミッションを推進する取組が謳われている。<br>また、この計画とは別に、循環型社会の形成を促進するためのリサイクル資材について、平成14年度に「愛知県リサイクル資材評価制度(あいくる)」を発足させ、評価基準に適合するものを「あいくる材」として認定し、県などの公共事業で率先利用しようとする取組もなされている。<br>この「あいくる材」となる材料は、廃棄物の清掃及び処理に関する法律(以下、「法」という。)でいう廃棄物に該当するため、収集、運搬を業として行う場合には都道府県知事又は市町村長の許可が必要となるが、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維)のみの収集又は運搬を業として行う者等については市町村長の許可が不要となっている。<br>そこで、リサイクル資材が「あいくる材」として愛知県の認定を受けた場合は、「あいくる材」の材料となる一般廃棄物(木質系廃棄物である刈り草、木屑パレット、剪定枝など)を「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物に準ずるもの」として、その収集又は運搬を業として行う者等の許可が不要となる取り扱いをすることにより、「あいエコタウンプラン」の推進及び循環型社会の形成を促進することができる。<br>加えて、カーボンニュートラルな資源であるバイオマス(木質系廃棄物を含む。)を活用することにより、限りある資源を有効活用するとともに、循環型社会の形成を促進する取組を実施している農林水産省の「バイオマス・ニッポン総合戦略」の推進にも繋がるものと考えられる。<br>実施主体は愛知県であり、「愛知万博」が開催されるまでには体制を整えられたい。<br>経済的・社会的効果については、事業者の創意・技術力の向上などにより、再生可能な未利用資源が有効活用されるばかりでなく、リサイクル資材の種類が増え、利用頻度、使用先が拡大されることが予想されることから、循環ビジネスの支援、雇用創出、県民の循環型社会形成に対する意識の高揚等が見込まれ、さらに、地域間の交流、物流、競争力が高まり地域が元気になる。 | リサイクル資材が「あいくる材」として愛知県の認定を受けた場合は、「あいくる材」の材料となる一般廃棄物(木質系廃棄物)を「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物に準ずるもの」として、その収集又は運搬を業として行う者等の許可が不要となる取り扱いがされるよう、愛知県内に限り、規制緩和を行う。<br>また、「あいくる材」となる材料(廃棄物)を「1304・1305 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業」として位置づけ、全国展開することも視野に入れ、「再生利用認定申請」も検討する。 |  | 愛知県   | 愛知県政策研究セミナー(グループ)                                  | めざせ！未利用バイオマス・リサイクラー！～環境先進県から循環先進県へ～ | 循環型社会の形成を促進するため、リサイクル資材について、愛知県では「愛知県リサイクル資材評価制度」を発足させ、評価基準に適合するものを「あいくる材」として認定し、県などの公共事業で率先利用する取組がなされている。<br>「リサイクル資材が「あいくる材」として認定を受けた場合は、「あいくる材」の材料となる一般廃棄物を収集又は運搬する場合の許可を不要とすることで、「あいエコタウンプラン」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」などを推進し、環境先進県から循環先進県をめざすことができる。<br>特区認定後は、「あいくる材」開発のための事業者の創意・技術力の向上、雇用拡大、県民の循環型社会形成に対する意識の高揚等が見込まれる。 |
| 1067           | 1067010      | 再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(海苔網)                                 | 利用しなくなった廃棄海苔網について、再生利用認定制度の品目に追加することにより、当該廃棄海苔網の適正処理を促進し、自然環境の保全と循環型社会の地域づくりに資する  | 愛知県三河湾に面する海苔養殖産業からでる産廃海苔網を回収、洗浄、再生し、山間部の農家へ提供し、害獣対策用の網として再利用する。  | 海苔網は産業廃棄物とされているため、有償で産廃処理業者に処分を依頼しなければならない。害獣対策に苦慮する山間地においては、害獣防除用の網を購入しているが、費用が多額となるため農家等の負担が大きい。産廃海苔網が活用できれば、費用も低廉であり、資源の有効利用となり、漁家と農家双方に大きなメリットがある。   | 愛知県   | 特定非営利活動法人 0563.netNP O(50080)、エコ・コミュニティー研究会(50110) | エコ・コミュニティー特区(現海と山を海苔網で繋ぐ環境リサイクル特区)  | 利用しなくなった海苔網について、再生利用認定制度の品目に追加するとともに農家等への販売に当り古物営業の許可を緩和することにより、当該廃棄海苔網の適正処理を促進し、自然環境の保全と循環型社会の地域づくりに資する。  |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名)                 | 規制の特例事項の内容  | 具体的事業の実施内容   | (再)提案理由  | 都道府県名 | 提案主体名                             | 構想(プロジェクト)の名称        | 提案概要   |
|----------------|--------------|------------------------------|---|--|--|-------|-----------------------------------|----------------------|--|
| 1198           | 1198020      | 再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(溶融処理に伴う飛灰) | 溶融処理により廃棄物処理を行った場合に発生する飛灰について、再生利用認定制度の品目に追加することにより、当該飛灰の適正処理を促進し、自然環境の保全と循環型社会の地域づくりに資する。  | 19. 構想(プロジェクト)の提案内容に記述した個別事業のうち、参照   | 本県では、あおりエコタウンプランで確立を目指すゼロエミッションシステムを核として、先進的なりサイクル産業の集積を図り、資源循環型の地域づくりの形成と地域経済の活性化を進めることとしている。本プランの中核的事業を推進する非鉄製錬企業では、重金属を中心とする有害物質を含む飛灰の再資源化技術を有し、実態として大部分が最終処分されている飛灰の再資源化を安全かつ適正に行うことが可能であり、再生利用認定制度を活用することにより、安全かつ適正な飛灰の再生利用が可能となることを対外的に明らかにし、飛灰の適正なりサイクルの促進に貢献するものである。 | 青森県   | 青森県                               | 環境・エネルギー産業創造特区構想     | 国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、あおりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。                             |
| 1093           | 1093010      | 動植物性残さの再資源化リサイクル             | 海洋に動植物性残さを投入することが海面に油膜が生じると言うことで現在、禁止されているがこの部分を緩和し、海洋に投入することを認めて頂きたい。  | 動植物性残さを海洋投入することにより、経験則も含めて、海中にプランクトンが発生しやくなり、「磯焼け現象」が解消され、魚介類の増殖に繋がる。  |  | 北海道   | 上ノ国町・江差町・乙部町・熊石町・大成町・奥尻町・北檜山町・瀬棚町 | 海洋由来有機物による再資源化プロジェクト | 前浜の「磯焼け現象」などを解消するため、海洋由来有機物(魚の粗などを)海中に投与することにより、食物連鎖を促進し昆布・ホンダワラなどの海藻を繁茂させ、魚介類の増殖を図る。<br>そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」により規制されている動植物性残さの海中投与の規制緩和を求める。<br>これにより、海から獲れた物を海に帰して海を豊かにするという再資源化による資源増殖型漁業を確立し、高齢化した漁業従事者が働き続ける環境を構築する。                         |
| 1237           | 1237010      | スリム下水道事業                     | 国土交通省の補助事業は、下水道法によって接続を義務付けられるというメリットはあるものの、都市型下水道事業となるために5万人以下の地方自治体には、過大計画となる場合が多い。<br>現在では、農林水産省が集落排水事業として、下水道事業を実施しているため、その法的運用を組み合わせると財政負担を軽減する下水道事業を具体化できる。<br>具体的要望内容<br>国土交通省の補助事業として下水道法で実施する。<br>処理水質はBOD20mg/lとする。<br>汚泥は一般廃棄物として取扱う。<br>水質分析の項目や頻度は、浄化槽と同様とする。  | 国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、山間部や農村部などの地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれ、維持管理費が安価にできるようになっているため、国土交通省の下水道事業もそれに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。<br>処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用<br>汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用することとし、肥料として活用する。<br>水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水処理施設と同様の取扱いとする。<br>この3点が特区として認められると年間維持管理費を大幅に減額することができる。 |  | 東京都   | 土壌浄化法事業推進委員会                      | スリム下水道事業             | 国土交通省の補助事業として実施する終末処理場は、農林水産省の終末処理場の運転管理と比べると法的運用によって維持管理の負担が増加しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。<br>スリム下水道事業は、これから下水道を国土交通省の事業として実施する場合に、財政的負担を軽減するために、下記の要望内容を組み合わせた下水道事業のことを指している。<br>要望内容<br>処理水質はBOD20mg/l<br>汚泥は一般廃棄物として取扱う<br>水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする。                       |
| 1238           | 1238010      | ソイルエネルギーからむし特区               | 人糞は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「肥料取締法」などにより、昔のように栽培区域に散布できないような指導が行なわれている。<br>しかし、人糞を有効な資源としてとらえたところや、し尿処理場の整備が進んでいない山間地では、昔ながらに下肥を肥料として利用しているところもある。また、土壌の持っている浄化力や分解力は「穴を掘ってごみを埋めておくと、いつのまにか分解している」という自然現象に見られるように、古来から知られている事実である。<br>このような土壌の持つ自然の力を評価することとあわせて、昭和村では、からむしという植物を生育させるためには、人糞の施肥が不可欠で、古来からの伝統産業を高品質に維持するためには、人糞を有効な資源とみなすことが必要で、規制について特例として除外してほしい。<br>(法的運用)<br>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律<br>・肥料取締法<br>・建築基準法<br>・浄化槽法 | 小野川地区200人を対象に二つの地区に分ける。<br>それぞれの地区の水洗トイレ原水と雑排水を配管にてからむし栽培区域まで収集する。<br>からむし栽培区域に一次処理装置として沈殿分離槽を設置する。<br>1地区の汚水量27m <sup>3</sup> /日について540mのトンチが必要でトンチをからむし栽培区域に設置する。<br>トンチとトンチのうね間からむしを植栽する。<br>沈殿分離槽に堆積した汚泥は、1年間に1回春焼煙された後に、からむし栽培区域にまんべんなく散布する。  |  | 福島県   | 福島県昭和村                            | ソイルエネルギーからむし特区       | 昭和村は、昔から本州唯一のからむしの生産地として知られている。高品質のからむしを栽培するには、人糞が必要となる。小野川地区200人の集落を対象に、住宅から排出される水洗トイレの原水と雑排水を配管にてからむし栽培区域に収集し、一次処理として沈殿分離槽を設置し、上澄液をニイミトンチにて、からむしへの液肥として供給する。沈殿分離槽に堆積した汚泥は、春焼煙の後に、からむし栽培区域にまんべんなく散布する。このように人間が排出した汚泥や人糞を肥料として施肥することができる。からむしの繊維を昔のように高品質なものとして確保することができる。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名)               | 規制の特例事項の内容   | 具体的事業の実施内容  | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名        | 構想(プロジェクト)の名称               | 提案概要   |
|----------------|--------------|----------------------------|--|---|---------|-------|--------------|-----------------------------|--|
| 1239           | 1239010      | トクトク下水道事業                  | <p>国土交通省の補助事業として下水道を実施しているが、下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれていない場合が多い。</p> <p>規制改革についての提案は、国土交通省の補助事業として採択された処理場を浄化槽や集落下水道と同様の取扱いを行ってほしいという内容となっている。</p> <p>1. 処理水質はBOD20mg/lとする。<br/>2. 汚泥は、一般廃棄物として取扱う<br/>3. 水質分析の項目や頻度は浄化槽と同様とする</p>                      | <p>国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、山間部や農村部などの地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれ、維持管理費が安価にできるようになっているため、国土交通省の下水道事業もそれに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。</p> <p>処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用<br/>汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用<br/>水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水処理施設と同様の取扱いとする。</p> <p>この3点が特区として認められると年間維持管理費用を大幅に減額することができる。</p> |         | 東京都   | 土壌浄化法事業推進連合会 | トクトク下水道事業                   | <p>国土交通省の補助事業として実施している終末処理場は、農林水産省の終末処理場の運転管理と比べると法的運用によって維持管理の負担が増加しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。</p> <p>要望内容<br/>処理水質はBOD20mg/l<br/>汚泥は一般廃棄物として取扱う<br/>水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする。</p>   |
| 1240           | 1240010      | トクトク下水道事業園部特区              | <p>園部町の西本梅処理区と西部処理区は国土交通省の補助事業として下水道を実施しているが下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれていない。</p> <p>規制改革についての提案は、西本梅浄化センターと西部浄化センターの二つの下水処理場について、浄化槽や集落下水道と同様の取扱いを行ってほしいという内容となっている。</p> <p>1. 処理水質はBOD20mg/lとする。<br/>2. 汚泥は、一般廃棄物として取扱う<br/>3. 水質分析の項目や頻度は浄化槽と同様とする</p> | <p>国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、園部町のような地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれているため、それに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。</p> <p>処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用<br/>汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用<br/>水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水処理施設と同様の取扱いとする。</p> <p>この3点が特区として認められると園部町では年間500万円以上維持管理費用を減額することができる。</p>                         |         | 京都府   | 京都府園部町       | トクトク下水道事業園部特区               | <p>京都府園部町は、16,000人の行政人口の町で、ほぼ全域の下水道整備を推進しているところである。町の中心地8,000人は流域下水道に接続し、周辺地区8,000人を8つの終末処理場で運転を行なっている。国土交通省で二ヶ所の補助事業を実施しているが、農林水産省で六ヶ所建設している終末処理場の運転管理と比べると法的運用によって維持管理の負担が増加しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。</p> <p>要望内容 処理水質はBOD20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする。</p>                                   |
| 1241           | 1241010      | トクトク下水道事業占冠特区              | <p>占冠村は広大な土壌空間を有した行政人口の少ない村で、下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれていない。</p> <p>規制改革についての提案は、占冠中央浄化センターとトナム浄化センターの二つの下水処理場について、浄化槽や集落下水道と同様の取扱いを行ってほしいという内容となっている。</p> <p>1. 処理水質はBOD20mg/lとする。<br/>2. 汚泥は、一般廃棄物として取扱う<br/>3. 水質分析の項目や頻度は浄化槽と同様とする</p>              | <p>国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、占冠村のような地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれているため、それに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。</p> <p>処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用<br/>汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用<br/>水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水処理施設と同様の取扱いとする。</p> <p>この3点が特区として認められると占冠村では年間500万円以上維持管理費用を減額することができる。</p>                         |         | 北海道   | 北海道占冠村       | トクトク下水道事業占冠特区               | <p>北海道占冠村は、広大な面積に1,500人の行政人口という小さな村である。観光地トナムの開発で下水道事業が今から20年前に緊急課題となった。農林水産省と建設省(現在国土交通省)の二つの下水道事業を検討した結果、下水道法によって実施することを決定し、実施設計から供用開始まで、3年という短期間で補助事業を実施することができる。維持管理を行なっている中で、農林水産省の補助事業として実施したら負担を軽減することができるという内容に直面しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。要望内容 処理水質はBOD20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする</p> |
| 1158           | 1158010      | 湖の水質管理権を国から流域の首長(会)に全面移管する | <p>国は治水と利水に専念し水質管理は地元住民の代表が実施する</p>  | <p>04年8月3日の総務省政策評価を真摯に受け止めれば現行の国による水質管理体制の全面転換は住民中心に実施すべきです。</p>  |         | 茨城県   | NPO霞ヶ浦浄化連    | 泳げる霞ヶ浦実現目的の水質浄化と循環型社会システム構築 | <p>その昔霞ヶ浦は泳げました。再びあの霞ヶ浦を流域住民の力でとり戻すプロジェクト提案です。私たちNPO霞ヶ浦浄化連のメンバーは平成9年度の民産学官の水質改善プロジェクトに参画し、浄財とボランティアで実証実験継続遂行し「データと力」を蓄えてきました。毎月の地方紙に意見広告を掲載し、PRに努力しています。霞ヶ浦に流入する56河川の川口に湖内湖を設け合計1千haの筏上で植物を栽培しチップ炭等の栄養塩類を回収して富栄養化の霞ヶ浦を泳げる湖にします。其の収穫物を活用し、キノコ産業の立上げや車、住宅の内装材などの地場産業を創出、千人単位の雇用が期待できます。霞ヶ浦流域に水質系循環型社会を築きましょう。</p>  |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名)                               | 規制の特例事項の内容   | 具体的事業の実施内容   | (再)提案理由  | 都道府県名 | 提案主体名      | 構想(プロジェクト)の名称                     | 提案概要  |
|----------------|--------------|--|--|--|--|-------|------------|-----------------------------------|---|
| 1158           | 1158030      | 富栄養化湖沼水面における当該栄養塩類回収目的の水上農業の自然公園法適用除外      | 富栄養化湖沼の栄養塩類回収目的の植生筏を目的達成まで当該湖沼に設置できる特例   | 平成9年度-11年度の民産官学による水質浄化実験のデータを分析した結果ケナフ筏1000haで霞ヶ浦に流入する栄養塩は回収可能と判明。其の収穫物を原料にした大規模キノコ栽培やそれを原料に用いる健康薬味酒などの製造販売などの地場産業を創出する。   |  | 茨城県   | NPO霞ヶ浦浄化連  | 泳げる霞ヶ浦<br>実現目的の水上農業開発と循環型社会システム構築 | その昔霞ヶ浦は泳げました。再びあの霞ヶ浦を流域住民の力でとり戻すプロジェクト提案です。私たちNPO霞ヶ浦浄化連のメンバーは平成9年度の民産学官の水質改善プロジェクトに参加し、浄財とボランティアで実証実験継続遂行し「データと力」を蓄えてきました。毎月の地方紙に意見広告を掲載し、PRに努力しています。霞ヶ浦に流入する56河川の川口に湖内湖を設け合計1千haの筏上で植物を栽培しチップ燐等の栄養塩類を回収して富栄養化の霞ヶ浦を泳げる湖にします。其の収穫物を活用し、キノコ産業の立上げや車、住宅の内装材などの地場産業を創出、千人単位の雇用が期待できます。霞ヶ浦流域に水質系循環型社会を築きましょう。  |
| 1164           | 1164010      | 国定公園の特別区域内における建築物建設許可基準の緩和(公園事業道路等からの距離要件) | 地形的に新たに公園事業道路を整備するだけの平地がなく、公園の利用以外にも重要な用途を持つ主要道路を公園事業道路として指定せざるをえない地域において、自然公園法施行規則第11条第6項に該当する建築物の新築、改築若しくは増築を行う場合は、第2、3種特別区域内に限り、建築物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から離れなければならない距離基準(20メートル)を5メートルとする特例を設ける。 | 当村が運営している「越前水仙の里公園」に隣接している民間事業者が経営する既存の施設(レストラン、売店、旅館)の増改築を促進し、観光客収容力を強化することにより、国定公園内の自然と越前が「越前すいせん」の特産物を融合させたグリーンツーリズムの舞台となる「越前水仙の里」構想の推進を図る。「越前水仙の里」構想の推進により観光ソフトと客収容力不足を解消し、通過型から滞在型観光への脱却および観光客消費額の増加等の効果による地域活性化を目指す。   | 当村内は海岸線の間際まで山が迫る地形のため平地が極めて少なく、海岸線に沿って通る国道305号は、住民の生活、および県内外からの観光誘客にとって唯一の主要道路となっている。しかし、同国道は国定公園の公園事業道路としても指定され、自然公園法に定める距離規定(20m)があるため、国道沿いの平地が有効活用できず、十分な規模の飲食店や宿泊施設を建築することができない。同国道は公園事業道路であるまに、農水産業や観光を主産業とする村民の生活を支えている道路であり、地域の活性化には欠かせないものである。したがって、地形的に新たに公園事業道路を整備するだけの平地がなく主要国道等を公園事業道路として指定せざるをえない地域においては、公園の利用以外にも重要な用途を持つ主要道路の重要性に鑑み、公園事業道路等以外の道路と同等の距離基準(5m)を適用し、地域の実情にあった自然の保護と利用の増進を図ることが必要である。 | 福井県   | 福井県越前村     | 越前水仙の里活性化構想                       | 福井県越前村は、農水産業と観光産業を主産業としており、越前水仙をはじめとする特産品を活用したまちづくり「越前水仙の里」構想を進め、国道を通過する観光客を取り込むための環境整備と観光ソフト開発を行っている。本村は、海岸線の間際まで山が迫り、利用可能な平地は極めて少ないという地形的な特徴を有しており、村内を通る国道305号は国定公園の公園事業道路としても指定されているため、自然保護法の規制により国道周辺の土地の有効活用が阻まれている。このため、国定公園の特別区域内の建築物が道路から離れるべき距離の基準を5mとする特例を設け、地域の特産品を活用した観光振興を図ることにより、地域の活性化を図る。 |
| 1172           | 1172010      | 国定公園特別地域内での事業実施要件の緩和                       | 国定公園の特別地域内における工作物の設置等行為に対する許可について、特区の実情に応じた、柔軟かつ迅速な対応が可能となるよう自然公園法17条第3項の適用を除外し、特区において許可基準を知事が定めることができる特例措置を要望するものです。  | 自然公園法第17条第3項において規定されている、しては成らない行為の範疇においても、地域の地形の特殊性や実情、経済波及効果等を勘案して、都道府県知事が特に認めたものについては、行えることを可能にすることとしてほしい。   |  | 長崎県   | 長崎県対馬市     | 「国定公園開発特区」プロジェクト                  | 対馬市は平成16年3月1日、旧6町が合併して誕生した。対馬の経済は非常に疲弊し、対馬市の財政は逼迫している現状である。しかし行政は継続的なものであり、住民とともに日々前進を余儀なくされている。そんな中、「歴史海道都市・対馬」として交流人口の増加を目標に過去からの深い交流の歴史を背景として韓国釜山400万、更には、近年は韓国新幹線の開通によるソウル市民をもターゲットに入れた「ゴルフ場」の建設が必須であると考え、その距離50KMの「対馬」、規制緩和による風光明媚なしかも無公害の「ゴルフ場」の建設による交流人口の拡大に繋げたい。                                  |
| 1086           | 1086010      | 有害鳥獣対策としての犬の放し飼いを容認                        | 野生鳥獣から被害を受けている地域において、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を受け、当該市町村の認定を受けた犬については、一定期間において放し飼いができるよう基準を緩和する。   | 熊や猿などの野生鳥獣が人里に出没し、住民や農作物への被害が増えてきている。一方、山間集落では高齢化が進み、地域住民による追い払いもままならない状況にあり、行政を中心に一定の駆除や予防策も講じられているが、人的にも経済的にも限界がある。については、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を受け、当該市町村の認定を受けた犬については、農作物の収穫期等の一定期間において放し飼いができるように、野生鳥獣が人里に近づかないようにする。なお、実施に当たっては、地域住民や来訪者への十分な周知を行うとともに、一見して当該犬を識別できるよう犬用セッケンの着用等の措置を講じておくこととする。この構想(プロジェクト)を実施することにより、野生鳥獣が人里に近づくことを防ぎ、被害を最小限に留め、地域住民の安全確保と野生鳥獣の保護を目指していく。 | 現在の基準では、柵等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合以外は犬の放し飼いができないことになっている。この除外規定に当該訓練を受けた犬を加える(放し飼いができることを明記する)ことで、提案の目的が達成できると考えます。  | 長野県   | 長野県、木曾郡町村会 | 「クマやサルを成敗するぞ！」忠犬特区                | 熊や猿などの野生鳥獣による被害が増えてきていることから、その対策として、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を受け、当該市町村の認定を受けた犬については、放し飼いができるよう基準を緩和する。このことにより、野生鳥獣が人里に近づくことを防ぎ、被害を最小限に留め、地域住民の安全確保と野生鳥獣の保護を目指していく。   |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名)     | 規制の特例事項の内容  | 具体的事業の実施内容   | (再)提案理由   | 都道府県名 | 提案主体名         | 構想(プロジェクト)の名称    | 提案概要   |
|----------------|--------------|------------------|---|--|---|-------|---------------|------------------|--|
| 1101           | 1101040      | 野外でのクマ対策犬の放獣     | 特区内に限定して、場所や状況に応じてクマ対策犬(資料4、5)を放獣できる体制を希望する。現行の関連法上で、飼い主の適正な管理のもと、場所、状況に応じて野外で放獣できるように規制を緩和する必要がある。   | 現在、ビックオではクマ対策犬を育成中(資料6)である。もちろん基本的なしつけは十分に行っている。来年度からはそれらの犬を使用して、クマの探索、追い払い、お置き放獣などに積極的に使用する予定である。   | 大抵の場合、クマ対策犬を手綱から放すことはない。しかし、クマに対して、人や特定の場所を強く避けさせる条件付けをするために、稀に、クマ対策犬を放獣してクマを追わせることがある。現状の法令上では、クマ対策犬としてではなく、家庭犬もしくは猟犬という位置づけになる。猟犬ということであれば、野外でクマを追わせることは可能である。しかし、人や鳥獣への噛み付き行為や狩猟期以外の時期や住宅地での飼い犬を放すことは法的に規制されている。クマ対策犬は特区の国立公園、国設鳥獣保護区内で、狩猟期以外に使用することが多い。   | 長野県   | 特定非営利活動法人ビックオ | 軽井沢町「人とクマとの共存」特区 | ビックオは、NPO活動として軽井沢町からの受託事業として、クマの安定的な個体群の維持と被害防除の両立を目指し、駆除に頼らない総合的な対策を行ってきた。しかし、民間活動であるがゆえ、法的な規制が障害となり、効果的な対策と体制が組めない部分がある。クマ対策は迅速かつ冷静な対応、専門技術の有無が、効果的な対策を行う鍵になる。本地域内でクマを追い払うための威嚇弾(ゴム弾、花火弾)、個体識別するためのペイント弾、クマ対策犬の使用、捕獲申請、クマの自動探索システムに関する法的規制の緩和措置を行うことにより、地域住民や別荘者、観光客、国立公園利用者の安全とクマの保全を両立させた「共存モデル」を構築する。 |
| 1101           | 1101010      | 威嚇弾(ゴム弾、花火弾)の発砲  | 特区内に限定して、クマ対策専属スタッフによるクマ対策のみで、威嚇弾(ゴム弾、花火弾)、実弾(バックアップ用)の使用が認められ、緊急時にいつでも銃砲を所持し、現場で即、威嚇弾による効果的な対応ができる体制を希望する。そのためにビックオのクマ対策専属スタッフを入れた「クマ対策に限定された捕獲隊」を組織することを該当町(軽井沢町)に助言していただきたい。   | 「ゴム弾」、「花火弾」は、アメリカで当初、人の暴動鎮圧用として使われていたが、1980年代中頃からは同国内のクマ対策にも広く用いられるようになった。日本のクマ対策では、1990年中頃から北海道の一部の地域で実用化されている(資料16)。これらは、クマを学習放獣する際、クマが出没している現場などで追い払う際など、クマに対して痛みや音による脅しにより「人間」や「場所」の怖さを教え込むことができる。それにより、人家周辺でのクマ出沒や被害の減少、同時に住民や国立公園利用者の安全の確保につながる。 | 「ゴム弾」は至近距離で発砲した場合、殺傷能力があるため有害鳥獣捕獲の許可が必要となる(資料17)。「花火弾」は銃砲所持者で狩猟経験者であれば、使用は可能である。しかし、クマに対して、花火弾を使用する場合は、万が一のために、ゴム弾や実弾をバックアップの弾として併用できる体制が理想である。従って、前述の制約をクリアした状態で、花火弾を使用することが最適である。また、クマ対策は緊急事態が多く、専門的な技術も必要であることから、常駐の専門官(クマ対策専属のスタッフ)が、これらを使用できることが理想的である。しかし、原稿の関連法上では、駆除作業の安全確保や駆除効率の観点からも、当該市町村は地元猟友会を中心に捕獲隊を編成して「共同捕獲」を実施することが多い。さらに捕獲隊は該当市町村で農林水産業被害等が激甚な動物種を全般的に受け持つことになっている。ビックオの銃砲所持者は町外者であり、これまでは町の猟友会が組織する捕獲隊に入ることができなかった。また、もし捕獲隊に入ったとしてもクマだけではなく、他の鳥獣の有害駆除にも関わらなければならない。クマ対策の専属として常動できないので、クマ出沒、対策上の緊急事態に対応することができない。 | 長野県   | 特定非営利活動法人ビックオ | 軽井沢町「人とクマとの共存」特区 | ビックオは、NPO活動として軽井沢町からの受託事業として、クマの安定的な個体群の維持と被害防除の両立を目指し、駆除に頼らない総合的な対策を行ってきた。しかし、民間活動であるがゆえ、法的な規制が障害となり、効果的な対策と体制が組めない部分がある。クマ対策は迅速かつ冷静な対応、専門技術の有無が、効果的な対策を行う鍵になる。本地域内でクマを追い払うための威嚇弾(ゴム弾、花火弾)、個体識別するためのペイント弾、クマ対策犬の使用、捕獲申請、クマの自動探索システムに関する法的規制の緩和措置を行うことにより、地域住民や別荘者、観光客、国立公園利用者の安全とクマの保全を両立させた「共存モデル」を構築する。 |
| 1101           | 1101020      | 炭酸ガス銃によるペイント弾の発射 | 特区内に限定して、ビックオのクマ対策専属スタッフがペイント弾を発射する銃(炭酸ガス銃、資料18)を所持し夜間の使用を認めていただきたい。そのためには、銃刀法上の銃砲の所持と運用に関わる規制の緩和が必要である。炭酸ガス銃によるペイント弾は、クマに対して強い刺激を与えるものでもなく、射程距離も限られているので、火薬を伴う他の銃砲利用とは状況が大きく異なる。また、万が一、人工物や人に命中しても致命的ではなく、清掃などの弁償により解決できる。もちろん発射前に矢先の確認は十分に行う。 | 現在、国内での「ペイント弾」は、スポーツ、防犯用として利用されている。ペイント弾を使用する場合、専用の炭酸ガス銃を使用して発射する場合と、手投げの2つの方法がある。実際、クマ対策の中では、個体識別の手段としての活用が期待される。その場合、ペイント弾を、瞬時に、かつ正確に個体的に的中させる必要がある。そのためには、炭酸ガス銃を使用する方法が理想とされる。これにより、捕獲が困難なクマの個体識別が可能となり、加害個体の特定にも大きく貢献する。                           | 炭酸ガス銃は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下、銃刀法)上の「銃砲(その他、圧縮ガス銃)」に分類されており、銃砲扱いとなる。銃刀法、鳥獣保護法では、銃砲を住居地付近や夜間に発砲することを強く規制されている。よって、現状では集落周辺に夜間出沒したクマに対して利用することができない。  | 長野県   | 特定非営利活動法人ビックオ | 軽井沢町「人とクマとの共存」特区 | ビックオは、NPO活動として軽井沢町からの受託事業として、クマの安定的な個体群の維持と被害防除の両立を目指し、駆除に頼らない総合的な対策を行ってきた。しかし、民間活動であるがゆえ、法的な規制が障害となり、効果的な対策と体制が組めない部分がある。クマ対策は迅速かつ冷静な対応、専門技術の有無が、効果的な対策を行う鍵になる。本地域内でクマを追い払うための威嚇弾(ゴム弾、花火弾)、個体識別するためのペイント弾、クマ対策犬の使用、捕獲申請、クマの自動探索システムに関する法的規制の緩和措置を行うことにより、地域住民や別荘者、観光客、国立公園利用者の安全とクマの保全を両立させた「共存モデル」を構築する。 |
| 1101           | 1101030      | 迅速な有害捕獲申請と許可     | 特区内に限定して、クマの有害鳥獣捕獲の申請に限って、ビックオが直接、許可権者(環境大臣もしくは県知事)に申請できる体制を希望する。鳥獣法上は問題ないが、有害鳥獣捕獲の申請の場合、「申請者」が「責任者」となることから、市町村長が申請者となり、許可権者(県知事もしくは環境大臣)に申請することが多い。  | 緊急時に申請内容の事項を変更、新規申請をする場合、ビックオから直接、環境省へ申請書類を提出できることで、迅速な許可のもと、効果的な捕獲体制を引くことができる。  | 現状ではビックオから町担当課、申請者の町長から許可権者の許可を受けられるまでに1ヶ月~1ヶ月半ほどかかる。問題は緊急時の申請の内容変更、新規の申請が必要な場合である。従来の申請手順で進めた場合、許可を待っている間にどんどん状況が悪化する場合もある(危険個体を捕獲するタイミングを逸する)。  | 長野県   | 特定非営利活動法人ビックオ | 軽井沢町「人とクマとの共存」特区 | ビックオは、NPO活動として軽井沢町からの受託事業として、クマの安定的な個体群の維持と被害防除の両立を目指し、駆除に頼らない総合的な対策を行ってきた。しかし、民間活動であるがゆえ、法的な規制が障害となり、効果的な対策と体制が組めない部分がある。クマ対策は迅速かつ冷静な対応、専門技術の有無が、効果的な対策を行う鍵になる。本地域内でクマを追い払うための威嚇弾(ゴム弾、花火弾)、個体識別するためのペイント弾、クマ対策犬の使用、捕獲申請、クマの自動探索システムに関する法的規制の緩和措置を行うことにより、地域住民や別荘者、観光客、国立公園利用者の安全とクマの保全を両立させた「共存モデル」を構築する。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名)                   | 規制の特例事項の内容  | 具体的事業の実施内容  | (再)提案理由   | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要  |
|----------------|--------------|--------------------------------|---|---|---|-------|-------|---------------|---|
| 1114           | 1114010      | わなによるイノシシ対策狩猟免許の創設             | イノシシによる生活環境や農作物への被害が社会問題化しており、一方で、わなの適切な使用が求められている。現行の「網わな免許」狩猟免許試験では、わなに問わず網も対象となっていることから、狩猟についての必要な「技能」「知識」に関し、狩猟全般に亘る鳥獣判別能力や様々な猟具の知識等が求められており、わなについての専門性を高める必要がある。このため、箱わなの捕獲によるイノシシ対策免許を創設し、わなに必要知識に限定した試験とし、専門性を高めると共に受験者の負担を軽減する。 | 箱わなの適切な使用を通じ、野生鳥獣の適正な生息数を管理し、生活環境、農林業又は生態系に係る被害を防止する。また、専門性を高めることにより、安全の確保にも配慮する。   | 現行の狩猟免許試験では、狩猟全般の知識等が求められるため、高齢化している農業従事者等にとって、受験対策が大きな負担となっている。捕獲従事者の増加を図るため、狩猟免許制度の普及を進めているが、受験者が思うように増えていない。わな限定免許を創設することにより、受験者が増加し、捕獲従事者が確保され、自己農作物は自ら守りたいという県民の要望にも答えることが出来る。   | 長崎県   | 長崎県   | イノシシ対策狩猟免許特区  | 箱わなの適切な使用を通じ、野生鳥獣の適正な生息数を管理し、生活環境、農林業又は生態系に係る被害を防止する。また、専門性を高めることにより、安全の確保にも配慮する。   |
| 1168           | 1168010      | 地方自治体による狩猟期間設定の可能化             | イノシシによる農作物被害の著しく、地域において、法第2条第5項および第11条第2項の規定にかかわらず、地方自治体がイノシシの狩猟期間を設定することを可能にする。  | イノシシによる農作物被害が増加する時期に、県が有害獣防除のための狩猟期間を設定し、有害獣防除の一斉実施や農業関係者による狩猟実践技術の習得を促進する。なお、有害獣防除のための狩猟期間は狩猟鳥獣をイノシシのみに特定し、狩猟方法についても銃を使わないものに限定する。 | 近年、中山間地域を中心にイノシシ等による田畑の被害が多くなっている。イノシシによる全国の農作物被害は、およそ1万7000ha(平成13年度、農林水産省調べ)に及んでおり、こうした被害により意欲をなくして耕作放棄される田畑も多いことから、耕作放棄農地の増加の一因となる悪循環を招いている。一方では、有害獣捕獲のため狩猟技術の習得を希望する農業関係者が増えてきているが、狩猟期間が農作物被害の発生する時期とずれているため、実践技術の習得が困難な状況となっている。農作物被害が発生する時期にイノシシに限って狩猟期間を設定することにより、農作物被害の軽減とハンター人口の増加が図られる。 | 福井県   | 福井県   | 福井県イノシシ防除推進特区 | 近年、有害獣による農作物被害がさらに深刻化しており、経済的な被害にとどまらず、意欲をなくして耕作を放棄する農業者が増加するなど、耕作放棄農地の増加の一因となる悪循環を招いている。一方、有害鳥獣駆除を担うハンター人口は減少が進んでいるうえ、高齢化が進んでいる。しかし、法で定められた狩猟期間が短く、日本海側の天候が「すれやすい秋から春にかけての時期」となっていることから、農作物被害が増大する時期の狩猟が制限されるうえ、ハンターの実践技術の習得期間不足も招いている。このため、国が定める期間以外で地方自治体が狩猟期間を定めることを可能にし、ハンター人口の担い手育成と有害獣防除の充実により、農作物被害の軽減と耕作放棄地の解消を図る。 |
| 1168           | 1168020      | 地方自治体が定める狩猟期間内における狩猟者登録、許可の不要化 | 地方自治体が有害獣防除のための狩猟期間を設定した特別区域内において、農林業にかかる被害の防止を目的として行う有害獣の捕獲等については、狩猟者登録、捕獲等の許可を不要とする。  | イノシシによる農作物被害が増加する時期に、県が有害獣防除のための狩猟期間を設定し、有害獣防除の一斉実施や農業関係者による狩猟実践技術の習得を促進する。なお、有害獣防除のための狩猟期間は狩猟鳥獣をイノシシのみに特定し、狩猟方法についても銃を使わないものに限定する。 | 農林水産業に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等を行う場合は許可を受ける必要があり、捕獲隊を限定するなど、狩猟を限定的に実施せざるを得ない状況にある。近年は、有害獣対策として狩猟技術の習得を希望する農業者も増えてきており、有害獣防除のためのハンター確保するには、実践技術を習得するためにも捕獲等が必要となる時期に狩猟を実施できる体制を整えることが必要である。  | 福井県   | 福井県   | 福井県イノシシ防除推進特区 | 近年、有害獣による農作物被害がさらに深刻化しており、経済的な被害にとどまらず、意欲をなくして耕作を放棄する農業者が増加するなど、耕作放棄農地の増加の一因となる悪循環を招いている。一方、有害鳥獣駆除を担うハンター人口は減少が進んでいるうえ、高齢化が進んでいる。しかし、法で定められた狩猟期間が短く、日本海側の天候が「すれやすい秋から春にかけての時期」となっていることから、農作物被害が増大する時期の狩猟が制限されるうえ、ハンターの実践技術の習得期間不足も招いている。このため、国が定める期間以外で地方自治体が狩猟期間を定めることを可能にし、ハンター人口の担い手育成と有害獣防除の充実により、農作物被害の軽減と耕作放棄地の解消を図る。 |